

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

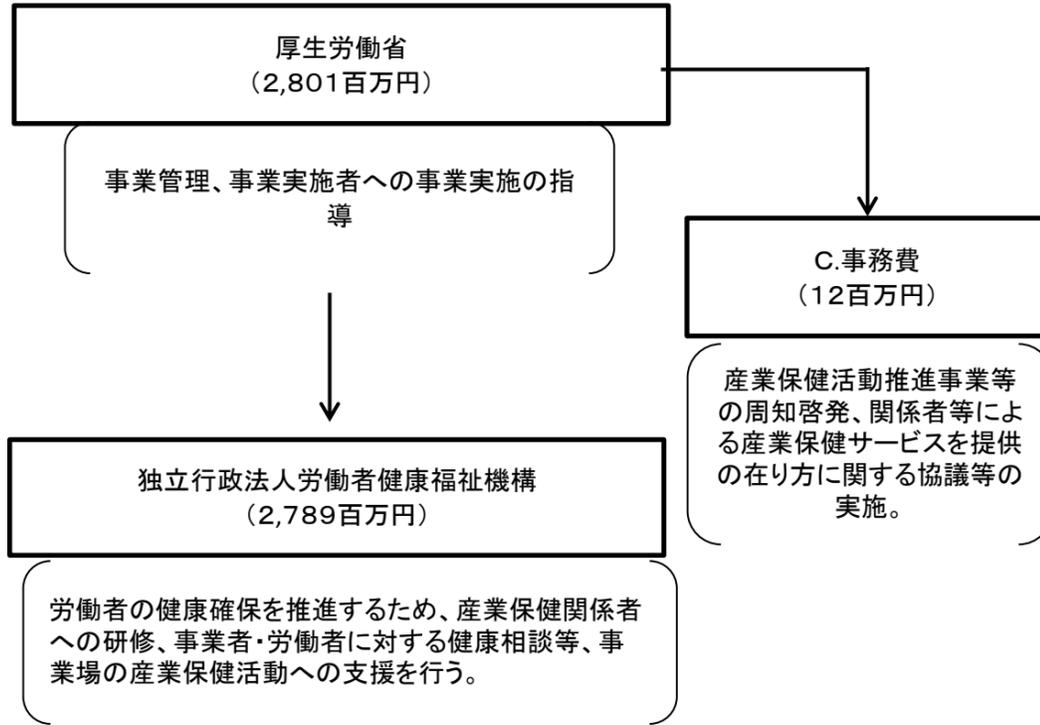
事業名	産業保健活動総合支援事業費補助金		担当部局庁	労働基準局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度開始		担当課室	労働衛生課		泉 陽子		
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	脳・心臓疾患による労災認定件数が年間約300件と高い水準で推移し、精神障害の労災認定件数は3年連続で過去最多を更新している(平成24年度は475件)。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は、自殺防止対策の観点からも喫緊の課題である。 本事業は、メンタルヘルス対策を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	小規模事業場における労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算					2,801	
		補正予算						
		繰越し等						
	計						2,801	
	執行額							
執行率(%)								
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	本事業の研修及び相談が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。		成果実績	%	—	—	—	80
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	産業保健スタッフ等に対する研修の実施回数をのべ7,710件以上とする。		活動実績	件	—	—	—	—
			当初見込み		(—)	(—)	(—)	(7,710)
	事業者及び労働者等に対する相談実施回数をのべ52,950件以上とする。		活動実績	件	—	—	—	—
当初見込み				(—)	(—)	(—)	(52,950)	
単位当たりコスト	29,603(円/件)		算出根拠	1件あたり単位 =相談事業経費(予算)/相談実施件数 相談事業経費(予算):1,567,459千円 相談実施件数(目標)=52,950件				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金		3	平成26年度新規				
	職員旅費		4					
	委員等旅費		2					
	庁費		3					
	補助金		2,789					
	計		2,801					

事業所管部局による点検					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	職場のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であるがメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約5割にとどまっている。また、我が国の業務上疾病の約7割が50人未満の小規模事業場で発生している。このように事業場における産業保健活動を活性化させるニーズがある中、特に小規模事業場は産業保健活動を行う資力がなく人材がいないことから、そうした事業場を中心に、産業保健活動の専門家による支援を国費により提供する必要性がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	労働安全衛生法第19条の3において、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な国の援助が規定されている。また、同法第71条において、労働者の健康の保持増進に関する措置の実施に対する国の援助が、努力義務で規定されていることから、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	「第12次労働災害防止計画」において、重点対策である職場でのメンタルヘルス対策の目標「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」を達成する手段として、事業場における取組を支援するための本事業の実施は不可欠である。また、同計画における講ずべき施策として、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が掲げられており、小規模事業場の労働者の健康診断実施後の事後措置等の健康管理の徹底を推進するためには、本事業の一層の推進が求められており、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労働者の作業関連疾患等の労災を予防するために、事業者による産業保健活動へ支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-	-		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		-
点検結果	-				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-	本事業は、労働者の健康の確保を一元的に行う事業であり、広く国民のニーズがあり、優先度が高く、効果的・効率的な執行となるよう努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	-	平成23年	-	平成24年	-

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【予定】

産業保健活動総合支援事業費補助金



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0